



うちなー健康経営宣言

第 1403 号

令和 5 年 4 月 5 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

「第13次労働災害防止計画」が策定された2018年度を当法人の健康経営宣言元年とし、八つの取組み事項を掲げ健康経営に取り組んできました。

その間、高齢者介護事業を営む法人として「新型コロナウイルス感染症対策」という新たな課題にも取り組んで参りました。

このような予期せぬ困難な状況下においても、当法人の経営理念である「誠意・創意・協調を旨として、地域に開かれ、地域に信頼される施設を目指し、地域福祉の向上に貢献する」を実践していくためには、土台で支える職員一人一人が心身ともに健康でなければなりません。ひいては利用者様、ご家族様へのサービス向上に、職員が憂いなく勤しむ事が出来るよう、引き続き健康経営の実践を目指して参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
5. 感染症予防に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
7. メンタルヘルス対策に取り組む。
8. 治療と仕事の両立支援に取り組む。